

近年の医療水準の向上はめざましいものがありますが、医療資源の地域偏在、診療科の偏在が生じており、特に小児科の救急医療体制の確保は困難な状況にあります。

こうした中、どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる広島県づくりを着実に進めるため、周産期<sup>1</sup>医療体制及び小児医療体制の確保・整備に取り組むとともに、子どもを持ちたい夫婦の希望がかなえられるよう不妊治療等の支援体制の充実を図ります。

また、生まれてきた子どもの健やかな成長のために、病気や障害の予防及び早期発見・早期治療の体制整備を図ります。

## 第2節では、次の施策に取り組みます

### 1 安心して妊娠・出産できる体制の充実

- (1) 周産期医療体制の充実
- (2) 妊産婦の心と体の健康管理等の充実
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

### 2 小児医療体制の充実

- (1) 相談・情報提供体制の充実
- (2) 救急医療体制の強化

### 3 病気・障害の予防・早期発見と支援

- (1) 乳幼児の健康診査の充実
- (2) 事故の発生防止
- (3) 予防と早期発見支援
- (4) 未熟児・身体に障害のある子どもの支援
- (5) 小児慢性特定疾患児等の支援



<sup>1</sup> 周産期：妊娠22週から生後7日未満の期間

# 1 安心して妊娠・出産できる体制の充実

## めざす姿

安全に安心して妊娠・出産ができ、子どもを生き育てる希望がかなえられています

## 現状と課題

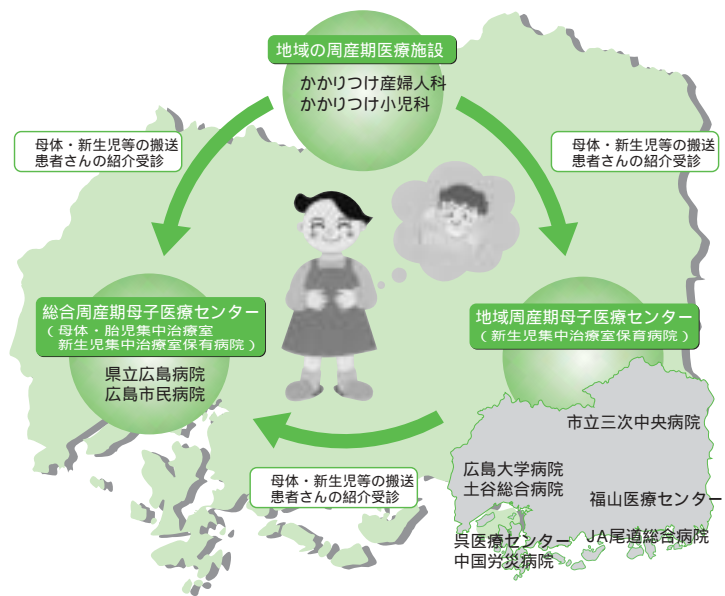
### (1) 周産期医療体制

近年、出生数は減少傾向にありますが、継続的・専門的な医療が必要な未熟児は増加する傾向にあります。

本県では、集中治療を必要とする妊娠・分娩に適切に対応するため、県内に2か所の「総合周産期母子医療センター」を整備するとともに、7か所の「地域周産期母子医療センター」を整備し、地域における妊娠、出産から新生児に至る高度・専門的な医療を効果的に提供する医療体制を確保しています。

更に、インターネットを活用した「周産期医療情報ネットワークシステム」を運用し、NICU（新生児集中治療管理室）の受入可能状況を地域の周産期医療施設及び搬送機関に提供し、容態の急変した妊産婦の受入支援や県民・医療関係者に対する情報提供などを行っています。

産科医師の不足や分娩を取り扱う医療機関の減少により産科医療体制の確保が求められています。



周産期医療情報ネットワーク <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/sa/>

### (2) 妊産婦の心と体の健康管理等

妊婦健康診査の充実と経済的負担の軽減を図るため、市町が行う公費助成の拡充に対して支援を行うなど、市町・産科医療機関等と連携して、妊娠前から妊娠・出産・子育て期を通じた女性の健康づくりを支援しています。

また、育児不安などによる児童虐待や産後うつなどの未然防止、早期発見・支援を行うため、母子保健関係者に対する研修会を実施しています。

### (3) 不妊治療等支援体制

平成20（2008）年度から広島県不妊専門相談センターの相談方法に電子メールを加えました。

また、医療保険が適用されず、治療費が高額となる不妊治療については、平成21（2009）年度から1回当たりの助成額を拡充し15万円までとしています。

晩婚化、晩産化等により不妊相談が増加するとともに、助成件数も年々増加しています。治療を行う夫婦、その家族や一般の人にも不妊治療に関する理解を深めることが必要です。

また、受精卵の取り扱い等の事故の未然防止のため、指定医療機関における医療安全管理を徹底することも重要です。

## 取組の方向

## (1) 周産期医療体制の充実

総合周産期母子医療センターと地域の周産期母子医療センターとの更なる連携体制の整備を推進し、ハイリスクの妊娠・出産への適切な対応を図ります。また、地域周産期母子医療センター等の拠点となる医療機関と地域の診療所等との役割に応じた連携を推進し、地域において安心してお産ができる体制の確保に努めます。

県立広島病院の成育医療センター<sup>1</sup>では、一元的・継続的な小児・母子医療体制の充実を図ります。

周産期医療情報ネットワークシステムの利用状況等を踏まえ、より利便性の高いシステムへの改善に努めます。

助産師の専門性を活かし産科医師の負担軽減を図る取組として、産科医療機関において、安全で質の高いお産を確保しつつ、産科医師と助産師がそれぞれの役割に応じて連携する助産師外来<sup>2</sup>や院内助産所<sup>3</sup>の導入を推進します。また、過酷な勤務環境にある産科医師に直接届く分娩手当への助成制度の運用などにより、産科医師の育成・確保に努めます。

NICUに入院している子どもの保護者に対し、市町、周産期母子医療センターなどが連携し、早期に養育支援が行えるよう、市町母子保健関係者への研修などの支援に努めます。

## (2) 妊産婦の心と体の健康管理等の充実

妊娠期からの健康管理のため、市町が行う妊婦健康診査への支援や妊産婦への喫煙・飲酒・感染症などが胎児に及ぼす影響などの情報提供に努めます。また、安心して妊娠・出産ができるよう、医師会と連携し、講演会の実施、リーフレット配布など思春期から女性の健康支援のための環境づくりに努めます。

働きながら妊娠・出産を迎える女性に対し、一貫した健康管理や支援ができるよう市町・関係機関と連携して、「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用と普及に努めます。

育児支援が必要な妊産婦や乳幼児への保健指導の充実のため、医療機関等と連携して、市町に対する情報提供、研修会の実施などに努めます。

出産や育児に対する不安の軽減や生まれてくる子どもとの絆づくりのため、妊娠中に夫婦で出産体験を聞いたり育児体験ができる機会の提供に努めるとともに、市町が行う両親学級などへの参加を促進します。

## (3) 不妊治療等支援体制の充実

ひとりで悩む人をなくすため、不妊専門相談センターについて、ホームページや広報誌などで周知に努めるとともに、相談しやすい体制の充実を図ります。

不妊治療費の助成事業を一組でも多くの夫婦が利用できるよう制度の周知に努めます。

指定医療機関における医療安全管理の徹底を図るとともに、不妊に悩む夫婦のみならず家族等に対し不妊の原因や治療などの理解を深めるため、講演会の開催等により普及啓発に努めます。

## 主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
<b>周産期医療体制の整備</b> ・安全で安心なお産の確保のため、周産期医療の体系的な供給体制を整備する。	周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5圏域	全圏域 (7圏域)

1 成育医療センター：成育医療（妊娠・出産から新生児，小児，思春期を経て成人に至る子どものすべての成長過程において，一元的・継続的な医療を提供する先進的な小児医療の理念）を実施するための組織。平成21年3月設置。

2 助産師外来：医療機関等の外来において，正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うもの。

3 院内助産所：緊急時対応ができる医療機関等において，正常経過の妊産婦のケア・助産を助産師が自立して行うもの。

## 2 小児医療体制の充実

### めざす姿

県内どこに住んでいても、子どもの健やかな成長に必要な医療を受けることができます

### 現状と課題

#### (1) 相談・情報提供体制

「小児救急医療電話相談（こどもの救急電話相談）<sup>1</sup>」を実施し、夜間において保護者等への子どもの救急対処法の指導等を行い、小児救急医療の適切な活用を推進しています。

県のホームページに掲載している「広島県救急医療情報ネットワークシステム<sup>2</sup>」に「キッズ」のコーナーを設け、小児科医療機関の診療時間や予防接種等の情報を提供しています。

（財）ひろしまこども夢財団と連携して携帯サイトの「パパ・ママ応援うちの看護」により、子どもの急病時の対処方法等を発信しています。

#### (2) 救急医療体制

小児専用の初期救急医療<sup>3</sup>として、在宅当番医制と休日夜間急患センターが県内で6か所設置されるとともに、二次救急医療<sup>4</sup>として、県内3病院を「小児救急医療拠点病院」に指定し、24時間365日体制で対応し、また、輪番制で対応にあたる「小児救急医療支援事業<sup>5</sup>」を、県内3地区で実施しています。これらの整備により、県内の二次保健医療圏7圏域のうち、6圏域で24時間体制の二次救急医療体制を確保しています。

小児科医師が十分に確保できない現状を踏まえ、限られた人材の中で安全で安心な小児医療体制を構築するためには、県民の理解と協力が重要となることから、緊急時に相談できる窓口や日頃からのかかりつけ医との連携、救急医療情報ネットワークの活用等、普及啓発を積極的に行うことが重要となっています。

### 取組の方向

#### (1) 相談・情報提供体制の充実

子どもが急に病気になった時の保護者の対応は特に的確性を要求されることから、小児科医、看護師が助言を行う小児救急電話相談事業を充実するとともに、（財）ひろしまこども夢財団と連携し、携帯サイト「パパ・ママ応援うちの看護」の充実及び普及を図ります。

「広島県救急医療情報ネットワークシステム」により、必要な救急医療情報を積極的に提供するとともに、救急時の対処方法を学ぶ手段としても活用が図られるよう、必要に応じてシステムを充実します。

夜間における軽症患者の受診が増加していることにより、重症患者への適切な対応が困難となっている状況を改善するため、各地域において、県民や保護者を対象とした勉強会等を開催するなど、「小児医療を守る・支援する」環境づくりを推進します。

1 小児救急医療電話相談（こどもの救急電話相談）：休日夜間急患センターの混雑緩和と保護者への子どもの救急対処法の指導を目的として、毎日、19時から22時の間、医師や看護師が電話で相談を受ける事業。  
2 救急医療情報ネットワークシステム：インターネットにより、県内の医療機関の診療科目、診療時間、休日夜間当番医等の情報を提供するシステム。

3 初期救急医療：外来診療によって救急医療を行う最も地域に密着した制度であり、「在宅当番医制」、「休日夜間急患センター」、「休日等歯科診療所」によって行われている。  
4 二次救急医療：入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療。  
5 小児救急医療支援事業：小児科を標榜する病院が当直制をとって、休日・夜間の小児救急患者に対応。原則として、初期救急医療施設からの患者の転送を受け入れる。



(2) 救急医療体制の強化

在宅当番医制への小児科医師の積極的な参画を推進します。休日夜間急患センターは、固定の救急診療所として、住民のニーズが高いことから、小児科の診療体制の充実を図ります。地域において、初期救急医療と二次救急医療の役割分担を明確に行い、初期救急医療の役割を担う休日夜間急患センターの充実を図ります。

地域における二次小児救急医療体制が確保されるよう小児救急医療支援事業や小児救急医療拠点病院運営事業などの活用を図り、体制の整備を推進します。

事業の実施に当たっては、地域の小児科を有する中核的病院等を中心とし、かかりつけ医の参加方式や広域的な基幹病院間の連携による輪番方式等、地域の実態に即した新たな実施方策についても検討を進めるとともに、具体化に向けて関係機関と積極的な協議を行います。

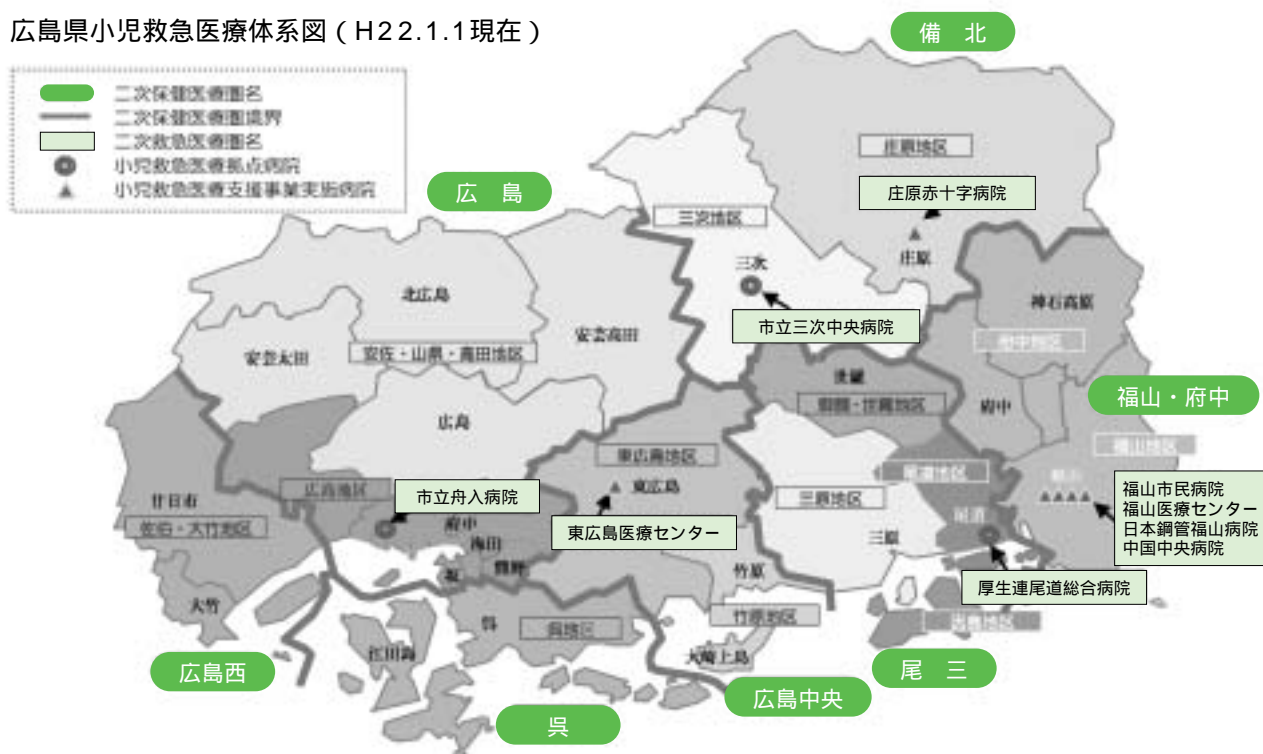
三次救急医療<sup>6</sup>については、救命救急センター等の体制の確保に加え、二次・三次救急医療機関間の連携システムを強化するとともに、緊急時のヘリコプター搬送体制の充実を図ります。

小児の初期救急医療では、地域によっては小児科医が相対的に不足しているため、地域における連携の強化を図るとともに、内科等の小児科以外の医師が初期救急についての対応ができる基本的な知識、技術を習得するための研修を実施します。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
小児救急医療の確保 ・二次救急医療体制の整備を推進する。	24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6圏域	全圏域 (7圏域)

広島県小児救急医療体系図 (H22.1.1現在)



6 三次救急医療：生命の危機が切迫している重篤患者に対応するもの。広島県では、高度救命救急センター（1か所）、救命救急センター（4か所）の5か所に対応。

### 3 病気・障害の予防・早期発見と支援

#### めざす姿

疾病や障害に対する支援が充実し、子どもは健やかに成長しています

#### 現状と課題

妊娠期から乳幼児期に係る母子保健事業において、市町が妊産婦、新生児、未熟児などの健康診査や家庭訪問などにより、妊産婦・子どもの健康の保持増進を図り、疾病や発達障害の早期発見・予防に取り組んでいます。

特に、乳幼児健康診査は、疾病や発達障害の早期発見・早期支援、児童虐待の未然防止・発見に大きな役割を果たすことから、県では「乳幼児健康診査マニュアル」や「外国語版乳幼児健康診査問診票」を作成し、市町の取組を支援していますが、受診率は85～90%に止まっており、未受診の子ども及び家庭に対するフォローアップが必要です。

乳幼児の死亡原因の上位に不慮の事故があることから、乳幼児健康診査や保健指導などの機会に保護者に対して事故防止に係る啓発・指導を実施できるよう、医療機関などと連携して家庭内の安全な環境づくりに関する情報を提供しています。

年齢別死因(平成20(2008)年)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
0歳児	先天奇形, 変形及び染色体異常	周産期に特異的な呼吸障害等	乳幼児突然死症候群(SIDS)	不慮の事故	胎児及び新生児の出血性障害等
1～4歳児	不慮の事故	先天奇形, 変形及び染色体異常	悪性新生物	肺炎	心疾患
5～9歳児	不慮の事故	悪性新生物	その他の新生物	心疾患	先天奇形, 変形及び染色体異常

(厚生労働省「人口動態統計」)

子どもを感染症から守り、病気のまん延及び重症化を予防するため、感染症の発生状況について情報を提供するとともに、罹りやすい疾病や予防接種の意義に対する理解が進むよう普及啓発を行っています。また、市町が行う麻しん、風しん等の予防接種事業を支援しています。

先天性の代謝異常を早期に発見し、適切に治療することにより障害を予防できることから、新生児に対して先天性代謝異常等検査<sup>1</sup>を公費で実施しています。

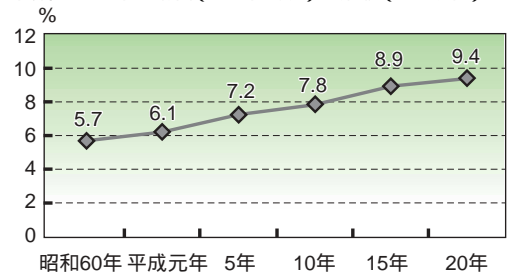
聴覚障害については、「新生児聴覚検査及び早期支援マニュアル」を平成20(2008)年度に作成し、市町の早期発見・早期支援の取組を支援しています。

出生児に占める低出生体重児の割合は年々増加しています。未熟児が安心して治療を受けられるよう、未熟児養育医療給付により医療費負担の軽減を図っています。

身体に障害のある子どもについては、障害者自立支援医療(育成医療)により、小児慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、小児慢性特定疾患治療研究事業により、医療費の公費負担を行っています。

また、小児難病及びその家族の総合的な支援を図るため、広島大学病院内の小児難病相談室において、専門的な相談支援などを行うとともに、日常生活動作を助けるための用具を給付する市町を支援しています。

低体重児出生割合(対出生数)の推移(広島県)



(厚生労働省「人口動態統計」)

<sup>1</sup> 先天性代謝異常等検査：フェニールケトン尿症、ガラクトース血症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症の検査をいう。この病気は、発見が遅れると脳の障害などをきたすことがあるが、早期に治療を始めることにより正常に発育をすることができる。全国の産婦人科医療機関で生後5～7日頃、足の裏から少量の血液を採取し行われる。検査にかかる費用は、公費負担となっている。(採血料は自己負担)

## 取組の方向

## (1) 乳幼児の健康診査の充実

乳幼児健康診査の確実な受診を図るため、市町の「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」などにより保健指導・育児相談支援を行うとともに、養育支援が必要な家庭には医療・福祉関係機関、母子保健推進員、児童委員などと連携した訪問指導などを効果的に行えるよう、研修会の実施、保健所による助言・情報提供などにより市町を支援します。

育児不安に対する相談支援や疾病及び発達障害などの早期発見・早期支援が充実できるよう「乳幼児健康診査マニュアル」を検証するとともに、未熟児、小児慢性特定疾患児など長期療養児に対する療育の確保に努めます。

## (2) 事故の発生防止

タバコや医薬品を放置しないなど家庭内の安全な環境づくりの推進について、市町に情報を提供するとともに、保護者・地域関係者への普及啓発に努めます。

乳幼児の不慮の事故死を防ぐために乳幼児健康診査などの機会を活用して、意識啓発を図るとともに、毎年11月の「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間（キャッチフレーズ：うつぶせ寝は避けよう・タバコは絶対にやめよう・できるだけ母乳で育てよう）」においては、産婦人科・小児科などの医療機関や市町と連携して事故防止等について周知を図ります。

## (3) 予防と早期発見支援

（社）広島県医師会や予防接種情報センター（広島県国民健康保険団体連合会内）などの関係機関と連携し、広域予防接種システムの利便性の向上など市町の予防接種事業を支援します。

先天性代謝異常等検査体制などの充実を行い、子どもの障害の原因となる疾病を早期に発見し、適切に治療することにより障害の予防に努めるとともに、精密検査が必要な子どもへの適切な対応ができる体制を充実します。

市町の聴覚障害の早期発見・早期支援体制の充実のため、医師会や早期療育機関等との連携を調整・推進するとともに、「新生児聴覚検査及び早期支援マニュアル」の活用を進めます。新生児聴覚検査の有効性を今後も検証し、情報提供していきます。

妊婦健康診査、長期療養児療育相談事業など母子保健事業の検証及びデータ分析評価を行い、情報提供するなど、市町が母子保健事業を効果的・効率的に実施できるよう支援します。

## (4) 未熟児・身体に障害のある子どもの支援

未熟児は死亡率も高く、障害を残すことも多いため、生後速やかに必要とする医療を受けなければなりません。育児や治療費の負担が大きいため、市町が実施する未熟児訪問指導により養育支援・指導を行うとともに、未熟児養育医療給付により経済的負担の軽減を図ります。

身体に障害のある子どもに対しては、早期治療によって障害を除去又は軽減して生活能力が得られるよう、引き続き障害者自立支援医療（育成医療）の給付を行います。

## (5) 小児慢性特定疾患児等の支援

治療が長期にわたり医療費の負担も高額となることから、小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費の公費負担や日常生活用具の給付、広島大学病院における小児難病相談を引き続き行います。

県保健所において、在宅で療養する子どものQOL（生活の質）の向上を目指し、市町・医療機関と連携して居宅生活を支援するとともに、子ども及びその家族に対し、療養上の不安の軽減のための情報提供やピア（仲間）カウンセリング、アレルギー相談会などを実施し、きめ細かな支援を行います。

長期療養児に対して、適切な療育を確保するため相談体制の充実を図るよう努めます。

